使用料

白沢地区コミュニティセンター(別館)使用料									
時間区		時間区分	広さ	定員	午 前	午 後	夜間		
部屋区分		_		(目安)	(目安)	午前9時~正午	午後1時~5時	午後6時~9時	
2 階	和	室	1	$45\mathrm{m}^2$	15名	660円	880円	660円	
	和	室	2	$34\mathrm{m}^2$	15名	660円	880円	660円	
	研	修	室	$155\mathrm{m}^2$	75名	1, 980円	2,640円	1, 980円	
	上記研修室 を分割して使 用する場合	第1研修室			25名	660円	880円	660円	
		第2研修室			25名	660円	880円	660円	
		第3	3研修室		25名	660円	880円	660円	
	工芸実習室			$41\mathrm{m}^2$	_	660円	880円	660円	
	団体会議室			$45\mathrm{m}^2$	20名	660円	880円	660円	
	展	示 室		$217\mathrm{m}^2$		1日 1,100円			

- ※上記は冷暖房費を含みます。
- ※準備や片付け等は、時間区分内で済ませるようにお願いいたします。
- ※午前と午後の時間帯を続けて使用する場合等は、その間の時間帯も使用可能です。

上記以外の使用料規則

(1) 入場料等を徴収するとき	上記の表に定める使用料の1.5倍の金額
(2) 市民以外の方が使用するとき	上記の表に定める使用料の2倍の金額
(3)(1)と(2)の両方に該当する場合	上記の表に定める使用料の3倍の金額

- ※上記の「市民」の定義
- ・市内に在住、在勤、在学する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人または法人
- ・市内を拠点として活動している市民活動団体(利用条件は施設までお問い合わせください)

使用料が減免になる場合

公益的な活動等を目的として使用する場合には、減免の制度があります。 詳しくは、各施設までお問い合わせください。

使用料が無料になる場合

高校生以下の者、または高校生以下の者のみで構成する団体が使用する場合。 この場合、中学生以下の者の使用については、20歳以上の引率者の同伴を条件とします。

使用料の納付方法

使用許可日から 1 か月以内(使用する日が 1 か月より以前の場合は使用する日まで)に納付してください。申請時に納付いただくことも可能です。

支払いは、現金以外に、PayPay・Tengoo による電子決済もご利用いただけます。

その他

詳細については該当する施設までお問い合わせください。

白沢地区コミュニティセンター別館 館内図

